

点数分析表 (参考)

2025年(令和7年)12月1日実施

公益社団法人 日本歯科技工士会

◇金属歯冠修復			製作技術料	材料料	70%		
M010	14 K 金合金	インレー(複雑)	287点	2,129点	201点		
		前歯 3/4 冠	372	2,660	260		
	金	大白歯	インレー(単純)	192	457	134	
			インレー(複雑)	287	845	201	
			* 4/5 冠	312	1,063	218	
	銀	大白歯	全部金属冠	459	1,338	321	
			インレー(単純)	192	311	134	
				インレー(複雑)	287	619	201
	バ	前小臼歯	前歯 3/4 冠	372	764	260	
			4/5 冠	312	764	218	
全部金属冠				459	958	321	
M010-3	ウ	前歯	370	764	259		
		小臼歯	310	764	217		
		大白歯	310	1,063	217		
M010-4	ム	大白歯	195	457	137		
		前歯・小臼歯	195	311	137		
M011	合	前歯	レジン前装金属冠(ブリッジの支台歯)	1,174	# 1,193	822	
			レジン前装金属冠(ブリッジの支台歯以外)	1,170	# 1,193	819	
		小臼歯	レジン前装金属冠	1,100	# 1,193	770	
M010	銀	大白歯	インレー(単純)	192	29	134	
			インレー(複雑)	287	50	201	
			* 4/5 冠	312	65	218	
	前小乳	前小臼歯	インレー(単純)	192	18	134	
			インレー(複雑)	287	37	201	
			* 前歯 3/4 冠	372	46	260	
	合	小乳	小臼歯	* 4/5 冠	312	46	218
				全部金属冠	459	59	321
				前歯	370	46	259
	M010-3	ウ	小臼歯	310	46	217	
大白歯			310	65	217		
M010-4	ム	大白歯	195	29	137		
		前歯・小臼歯	195	18	137		
M011	金	前歯	レジン前装金属冠(ブリッジの支台歯)	1,174	# 129	822	
			レジン前装金属冠(ブリッジの支台歯以外)	1,170	# 129	819	
		小臼歯	レジン前装金属冠	1,100	# 129	770	
M010-2	チ	タン冠	全部金属冠	1,200	66	840	
M011-2	前	歯	レジン前装チタン冠	1,800	66	1,260	

※乳歯を除く。 *ブリッジの支台に用いる場合。
#金属材料料と硬質レジン前装材料料の合計。

◇非金属歯冠修復他			製作技術料	材料料	70%
M015	レジンインレー(単純)		128点	29点	90点
	レジンインレー(複雑)		180	40	126
	硬質レジンジャケット冠	加熱重合	768	8	538
		光重合	768	183	538
M015-2	CAD/CAM冠(エンドクラウン以外)	小白歯	1,200	*1 181	840
		小白歯	1,200	*2 163	840
		大白歯	1,200	*3 316	840
		大白歯	1,200	*5 615	840
	CAD/CAM冠(エンドクラウン)	前歯	1,200	*4 388	840
		大白歯	1,450	*3 316	1,015
M015-3	CAD/CAMインレー	小白歯	750	*1 181	525
		小白歯	750	*2 163	525
		大白歯	750	*3 316	525

* 1 CAD/CAM冠用材料(I) * 2 CAD/CAM冠用材料(II)
* 3 CAD/CAM冠用材料(III) * 4 CAD/CAM冠用材料(IV)
* 5 CAD/CAM冠用材料(V)
注 CAD/CAM冠用材料(III)を小白歯に対して使用した場合は、小白歯のCAD/CAM冠用材料により算定する。

◇ポンティック他			製作技術料	材料料	70%	
M017	鑄造ポンティック	大白歯	434点	1,541点	304点	
		小白歯	434	1,160	304	
		大白歯	434	63	304	
		小白歯	434	63	304	
	レジン前装金属ポンティック	前歯	金銀パラジウム合金	1,180	# 926	826
			銀合金	1,180	# 80	826
		小臼歯	金銀パラジウム合金	634	# 1,160	444
			銀合金	634	# 80	444
		大白歯	金銀パラジウム合金	494	# 1,541	346
			銀合金	494	# 80	346
M017-2	高強度硬質レジンブリッジ		2,800	1,629	1,960	

#金属材料料と硬質レジン前装材料料の合計。
注 7番延長ポンティックの場合は小白歯ポンティックとして算定する。

◇有床義歯(レジン床)			製作技術料	材料料	70%	
M018	仕	局部義歯	1歯 ~ 4歯	624点	2点	437点
		5歯 ~ 8歯	767	3	537	
		9歯 ~ 11歯	1,042	5	729	
		12歯 ~ 14歯	1,502	7	1,051	
	げ	総	義歯	2,420	10	1,694

◇クラスプ, バー他			製作技術料	材料料	70%				
M020	鑄	大・大	14 K 金合金	260点	2,493点	182点			
			金銀パラジウム合金	260	1,232	182			
		小	犬・小	コバルトクロム合金	260	5	182		
				14 K 金合金	260	2,028	182		
				金銀パラジウム合金	260	963	182		
	造	二腕鉤(レスト付)	14 K 金合金	240	2,028	168			
			金銀パラジウム合金	240	846	168			
		大臼歯	コバルトクロム合金	240	5	168			
			14 K 金合金	240	1,557	168			
			金銀パラジウム合金	240	735	168			
鉤	大臼歯	コバルトクロム合金	240	5	168				
		14 K 金合金	240	1,199	168				
	前歯(切歯)	金銀パラジウム合金	240	682	168				
		コバルトクロム合金	240	5	168				
		14 K 金合金	227	1,175	159				
M021	線	双子鉤	227	6	159				
		二腕鉤(レスト付)	14 K 金合金	159	908	111			
		レスト無	不銹・特殊鋼	159	6	111			
M021-2	コン	* 1	前歯	246	341	172			
			犬歯・小臼歯	246	368	172			
		* 2	大白歯	246	423	172			
			前歯	246	30	172			
			犬歯・小臼歯	246	30	172			
	シ	ン	鉤	大白歯	246	30	172		
				前歯	246	30	172		
				犬歯	246	30	172		
				小臼歯	246	30	172		
				大白歯	246	30	172		
M021-3	磁	性	キーパー付根面板を用いる場合	550	※	385			
			※材料料とキーパー料の合計により算定する ・金銀パラジウム合金 大白歯 845点 前歯・小臼歯 619点 ・銀合金 大白歯 50点 前歯・小臼歯 37点 ・キーパー 233点						
M022	問	接	支	台	装	置	111	-	78
M023	バ	1	鑄造	金銀パラジウム合金	458	1,975	321		
			屈曲	コバルトクロム合金	458	18	321		
			保持	不銹・特殊鋼	268	30	188		
			保	持	装	置	62	-	43

◇熱可塑性樹脂有床義歯			製作技術料	材料料	70%	
M019	仕	局部義歯	1歯 ~ 4歯	624点	37点	437点
		5歯 ~ 8歯	767	37	537	
		9歯 ~ 11歯	1,042	37	729	
		12歯 ~ 14歯	1,502	37	1,051	
	げ	総	義歯	2,500	37	1,750

◇乳歯冠・小児保険装置			製作技術料	材料料	70%				
M016	乳	歯冠	1 乳歯金属冠の場合	200点	30点	140点			
			※2 その他の場合	390	1	273			
M016-2	小	児	保	険	装	置	600	-	420
M016-3	既	製	金	属	冠	200	29	140	

※乳歯に対してジャケット冠を装着する場合。人工歯料を別に算定。

◇その他			製作技術料	材料料	70%	
M026	補	綴	隙	65点	-点	46点

◇修理			製作技術料	材料料	70%				
M029	有	床	義	歯	修	理	260点	-点	182点

◇有床義歯内面適合法			製作技術料	材料料	70%
M030	軟質材料を用いる場合		1,200点	※	840点
	※シリコン系166点, アクリル系99点				

◇人工歯科			前歯部		臼歯部	
材料	部位		両側	片側	両側	片側
			M014	レジン歯	24点	12点
M017	スルフォン樹脂	レジン歯	62	31	87	43
M018	硬質レジン歯		58	29	73	37
M019	陶歯		187	94	101	51

歯科診療報酬点数表

第12部 歯冠修復及び欠損補綴

通則

- 歯冠修復及び欠損補綴料には、製作技工に要する費用及び製作管理に要する費用が含まれ、その割合は、製作技工に要する費用がおおむね100分の70、製作管理に要する費用がおおむね100分の30である。

この分析表は、上記通則5に基づき、製作技工に要する費用の割合を70%とした場合の点数を算出したものである。

- 注1. %は製作技術料についてのものので小数第1位で四捨五入した。
- 注2. 材料料とは特定保険医療材料料のことである。
- 注3. 1点は10円であり、材料料を加算したものが合計請求額となる。